



上村和子

市議会議員  
No. 13  
2002.8.31  
発行

あなたらしく、わたしらしく、このまちで...

連絡先 186-0002 国立市東 4-4-1-101 Tel. 042-580-2780



<http://homepage2.nifty.com/uemura-kazuko/index.html>

E-mail: kobusinoki.uemura@nifty.ne.jp



(7月7日学習会 国立市の財政で)

## 今こそ“生きる権利を市民の手で”

6月2日「上村和子と歩む会」の呼びかけで 国立市議会議員上村和子を囲む会」が開かれました。市民のみなさまからさまざまな声をいただきましたが、その席で私は井上スズさんをお願いして“生きる権利を市民の手で”というスローガンを譲っていただきました。有事法制、住基ネットの問題を挙げるまでもなく、右傾化の時代の中で、市政においても今こそこのスローガンを現実のものとするために頑張らなければならないと思っています。

6月議会と私の活動のご報告をお届けします。

ぜひ、ご意見・ご要望などお寄せください。

### 認証保育導入問題

## しわ寄せは子どもたちに！

### 保育園待機児(0、1、2歳)対策として突然出てきた 認証保育制度 A 型導入の問題点

上原市長は昨年(2001年度)10月突然、東京都の認証保育制度の導入を決めました。

認証保育制度とは、昨年5月に東京都がスタートさせた、無認可保育所の中から要項に沿っているものを「認証」して補助金を出すという、待機児解消のための規制緩和措置です。

当初、市長は「駅前保育所とも言える“認証保育所 A 型”は、子どもの育ちには相応しくないので導入しない」と言っていました。しかし今度は急に前言を翻し、市独自のハードルを設けて導入するとの方向転換を図りました。

しかし、認可保育園と認証保育所は根本的に違います。認可保育園は社会保障としての子どもの育ちの場としての条件整備であり、認証保育所は働く大人の側に照準を据えそれに子どもを沿わせるものです。

認証保育所 A 型は、保育時間が1日13時間以上を条件(認可保育園は11時間)とし、0歳1歳には屋外遊戯場を必要としていません。また保育料も認可保育園より大幅に高額になります。保健師、調理員、嘱託医、加算保育士、施設整備等の都補助も全くありません。つまり認証保育は結果として、子どもに大きなしわ寄せがいくものとなります。

一方行政としては、認可保育園よりはるかに安い運営費補助で済むため、公立保育園潰しになっていきかねません。上原市長の保育行政に対する根本的なビジョンのなさの現れと考えます。私はこの認証保育制度に反対です。

私は、公立保育園の充実と今ある私立認可保育園の公立並み整備、また 時間外に保育が必要な子どもにはホームヘルプサービスを保障する、という方法こそが、子どもの権利条約に基づいた施策であると考えています。(6月に関連寄稿あり)

## 財政問題

# 財政難と言いながら、今年度約19億円かけて土地を買う計画が進行中とは?!

## その1

清化園衛生組合跡地の2市(府中・国分寺)分を、国立市が16億7200万円で買い取ることが、7月5日、清化園衛生組合議会で最終確認されました。12月議会に議案として提出されます。公園用地とのこと。

事後承認のような形で市議会にかけられるのは問題であり、私は3月議会で全員協議会を開くよう要請しましたが、まだ開かれていません。

市には「府中市・国分寺市分の土地の買い取りはできない」と、最後まで3市合同で解決するという姿勢が求められると、私は考えます。

## 上村和子の考え

言うまでもなく、市の予算は市民のために使われるものです。しかしながら「財政難」を理由に、市民から多くの要望がかなえられないのが現状です。土地取得のために19億円が使われようとしていることを、いったい何人の市民が知っているのでしょうか。国立市はこのことを広く市民に諮ろうとしているのでしょうか。今回の土地取得の決定には多くの疑問を抱かざるを得ません。

(4ページ「一般質問」関連寄稿)

## 支援費支給制度の本質的問題

長岩 正

介助とは何か？思想的原理的には身体障害はその人間にとって、体の一部であり障害ではない。従って、身体障害といわれる部分に関わることはその人間そのものと交流していることとなる。つまりは、既成概念における介助とは本来は人と人との交流そのものである。

そして現実の問題に焦点を当ててみる。身体障害者に対して、その福祉制度は収容施設政策や地域生活においては介助料制度がある。障害者収容施設においては80人や100人以上の障害者を集め、職員を雇用し、その職員が介助労働を行うことによってその施設は運営されている。在宅の介助料制度は、ヘルパーや個人介助者が介助労働を行うことによって、現金がその介助者等に支払われる。前者も後者も共通しているのは、身体障害を前提としそれを代理することによって料金が出されているということである。すなわち、身体的代理料金である。これは明らかに冒頭に述べた、『介助とは本来人と人との交流そのものである』という思想と相容れない。我々

## その2

ママ下湧水とくにたち苑の間の土地(1000㎡)を四軒在家土地区画整理組合から、国立市が土地開発公社を使って先行取得することを決めました。土地開発公社を使うことで、議会に諮らずに土地を取得できます。市民の意向を問うことなく、市の予算が使われるのです。さらに土地開発公社といえば、国立駅南口駐車場28億円)の買い取りがいまだなされていません。

の命題は、この思想へといかに現実の介助制度、介助労働を近づけるかである。それは思想的な営みでもある。そして、現行制度は改悪の方向としてある。つまりそれは支援費支給制度である。すなわち、それは人と人との交流や関係を疎外する方向だからである。例えばそれは、ごみ捨てだけにヘルパーを派遣するという30分派遣という事。そして生活上本来分けがたい介助と家事を別々に扱い、単価を決めていく方式、障害者とヘルパーが資格導入によって関係が狭められてしまう問題、つまり資格者以外は障害者と関われなくなってしまう。もちろん身体的代理料金という考えを固定強化するものとして、資格は位置付いているのである。我々障害者は原点に立ち帰り、この事を問題としていかななくてはならない。健常者と共に考えていきたいと思う。そしてこれらの悪しき方向を打ち出している、厚生労働省を問い直す事や、各地域の福祉行政へもそれを行っていかざるを得ないのではないのか。以上が、介助とは何か？という視点から捉えた支援費支給制度の本質的な問題点である。他にも公的責任の放棄等の問題点も山積している。従って、それ故に思想的な根拠に基づき、国立市という地域からもこの制度の問題点を明らかにし、より良い方向へとしていきたい。(国立市民)

# 国立市の財政

講師：山家悠紀夫さん(神戸大学大学院教員)

上村和子が呼びかけた「市民の経済学を学ぶ会」も3回目になりました。今回も大勢の方が参加され、国立市の財政の現状や市の姿勢についてたくさんの質問や意見が出され、時間が足りないくらいでした。

国立市の財政は厳しい、と言われる。何をもちて厳しいと言うのか、今ひとつ明らかではないが、かつて(1990年以前)に比べて厳しくなっているのは事実である。

市の財政が厳しくなった大きな理由は三つある。

税収の伸び悩み。70年代に入って(とくに95年以降)税収はほとんど伸びなくなった。この背後には景気の低迷がある。また、不況対策として国が(地方税の)減税を行った、ということがある。社会の高齢化や景気の低迷に伴い、市の支出が増えざるを得なくなっていること。生活保護費や児童福祉費や老人福祉費、それに国民健保、老人医療、介護保険等への繰入額は確実に増加している。過去の公共事業(とくに巨大下水道建設)のツケである。地方債の償還負担、利払い負担が高まっている。

つまり、国の政策の失敗(長期不況を招いたことなど)、制度上の問題(地方税制、健保制度、老人医療・介護制度など)、過去の市行政の失敗、の三つのツケが、国立市の財政を厳しくしている。

ところがこうした現実の中で市当局は、職員へのしわ寄せ、市民へのしわ寄せで解決を図ろうとしているのが現状である。

2002年3月に市が策定した「国立市行財政健全化プラン」では、人件費の抑制、福祉施策の見直しが重要課題として掲げられている。市の事務

の外部委託や家庭ゴミの有料化などが検討・実施課題とされている。受益と負担のあり方の見直しも掲げられている。要は、行政サービスの水準を切り下げ、一方で市のサービスに対する利用料を徴収することで状況を打開しようとしている。

そしてまた市当局がいたずらに「財政の厳しさ」だけを強調し、議員の大半もそれを鵜呑みにしている状況も問題である。たとえば議員に対する勉強会で示された「バランスシート」だが、企業会計をそのまま自治体財政に適用しても正確な状況把握はできないという問題もあるが、そのバランスシートの資産と負債の対比から見ても、市の財政状況は決して悪くない。確かに他市と比較するとやや借金の多い方に属するが、借金を減らす競争をしている訳ではない。いうまでもなく個人の家計とは違うのである。

市財政の厳しさの原因を考えると、市の解決策は不当で安易な解決策である。もっとも基本的に、正しい解決策は、国に対して税源移転を求めていくことである。市長は、他の自治体と連携を強め、強力に国に働きかけていかなければならない。

そして、その要求が実現するまでは、大規模事業の中止、遊休不動産の売却、積立金の取り崩し等によって、市民に対する行政サービスの維持・向上の財源を捻出すべきである(過去の借金返済を急ぐことなど、愚の愚である)。

いかなるものがあっても市民の弱い部分には決して迷惑を



かけない、そうした不退転の決意こそが市長に要請されている。

(編集部まとめ)

**上村和子一般質問**

## 2002年度6月議会 質問と回答の概要

**教育問題**

市教委定例会が月2回から1回になったことについて

上村質問:変更理由は?誰の提案か?この重要な変更を議案とせず報告事項とした理由は?

回答:教育委員および事務局双方から、改革案はないかという話から始まった。次回の定例会の日程については、定例会でそのつど話ってきたことなので、議案にはしなかった。

[上村コメント]

もう一つ問題なのは「要望書」の取り扱いについて、これまでは全て定例会に出されていましたが、今後は事務局で選別して出すということで、その出さない基準も「誹謗中傷」・「出所不明」等非常に抽象的で問題です。これらの決定に至った詳細を私は調査するつもりです。

卒業式における警備体制 - 学校内に警察官が入ったことについて

上村:卒・入学式の警備依頼を学校長が警察に正式要請した。学校内に警察官が入ったのか。

回答(早坂次長):警備依頼した。無用な不安を与えまいとする配慮から、そのことを生徒・保護者には伝えていない。1校では校内に警察官が入った。

[上村コメント]

全校長が「国旗・国歌の指導に支障が生じないよう」と警備依頼しました。依頼書には敷地・式場・待機場所等の図面も添付され、(逮捕者が出たら)事情聴取等に協力とも書かれています。警察官の入った学校を尋ねましたが市は時間切れで答えませんでした。

昨年12月、石井教育長が議場で特定の団体名を挙げて、誹謗中傷したことについて

上村:昨年12月、石井教育長は議場で特定の団体名を挙げて、誹謗中傷した。公正中立であるべき教育長が特定の団体を批判するなどあってはならないこと。石井教育長の発言は市教委の見解なのか。

回答:(石井教育長):発言は、教育委員でもある教育長としての私の見解。公正中立を損なうものではない。

回答:(上原市長):多様な価値観、多様な意見を持っているのが市民で、公平に真摯に対応するのが行政の立場。

[上村コメント]

市民はひとりずつ権利をもっているという認識が教育長にないと私は思います。

**国立市の障害者福祉のありかたについて**

「障害者」に対するホームヘルパー派遣制度、支援費支給制度等について(29-寄稿参照)

上村:「障害者」が地域で暮らしていくための不可欠な条件は。

回答:ホームヘルパー制度と介助者。

[上村コメント]

同感。重要な基本原則の確認ができました。

上村:現行の国立市のホームヘルパー制度で24時間のホームヘルプサービスができるのか。

回答:現状ではひとり暮らしの重度障害者について19時間の派遣時間。

[上村コメント]

私は、ヘルパー派遣はあくまで障害のある当事者に対して行われるものだと思います。府中市など、24時間のホームヘルプサービスが可能な自治体もあるのです。障害者が地域で暮らしていけるために、24時間ホームヘルプサービスの実現を提案しました。

知的障害の人のためのガイドヘルパー制度について

上村:知的障害の人のためのガイドヘルパー制度を検討してはどうか。

回答:平成15年4月実施予定の支援費支給制度のなかで導入されると思う。

[上村コメント]

26市中13市が実施していることであり、ガイドヘルパー講座等も含めて早急に検討するよう提案しました。

またその他、福祉については当事者の意見を聞きながら福祉行政に生かす必要があり、国立市の福祉のあり方を考えるシンポジウムを開催すべきだと考え、そのことを提案しました。

**高齢者世帯調査について**

[上村コメント]

国立市は立川消防署の依頼を受け1月から2月にかけて、70歳以上の市民5672人の世帯調査を行い、889件の調査票を提出しています。個人情報扱う重要な調査を、民生委員協議会へ50万円で委託して行っています。また、この件の決裁が、部長決裁で、市長が実態を把握していないことも明らかになりました。今回の調査のあり方は当事者である高齢者に対する誠実さを欠き、災害弱者救助であると

はともいえません。

### 国立市の第三次男女平等推進計画について

女性等緊急一時保護費支給制度について

上村質問： 今年度10万円予算計上されているが、要綱は作られているか？

1回の利用料は？ 返さなくてもよいのか？ 緊急であり、夜間に集中することが予想されるが、どこに行ったらよいのか、どこに連絡したらよいのか。利用についてどうやって知ることができるのか。

市の職員サイドの連絡網はあるのか？

市報に一度載ったがこれで十分なのか。連絡先は昼間しか使えないのでは？

2001年度4月から3月にかけてDV等相談件数は？

回答(福祉部長)： 要綱はある。

一人あたり1泊1万円2泊までの支給をすることになっている。

夜間緊急時の対応は近くの交番で。市役所の警備室に直接見えた場合は生活福祉課長、または係長に連絡し、立川警察に連絡をする。

職員関係の連絡関係は、課長及び市内在住の職員で対応。必要があれば市内在住のケースワーカーも対応していきたい。

市の公報に記載の連絡先については、今後は夜間の対応も含めて検討する。市役所は夜間も対応できる。

昨年のDVの相談件数。夫婦の暴力での相談はのべ13件。電話での相談が6件あり合計19件。実質保護したのは、3件。子どもが5名。公共の施設へ3名、民間のシェルターに2件斡旋している。

上村質問：要綱では女性センターでの一時保護が難しい場合に支給保護費1万円が支給できることになっている。市報でさらに詳しく記載するようにお願いしたい。夜間に警備室で対応できるというが、実際に聞いてみたら正式には聞いていないという。誰が対応してもわかるように、緊急にやっていただきたい。

**スクールセクシャルハラスメントの禁止および防止に向けての取り組みについて**

上村質問：

第3次男女平等推進計画の中には、学校教育における男女平等の推進、セクシャルハラスメント防止に関する管理職研修や教員研修の計画・実施が盛り込まれたが、具体的に企画は？ 子どもに対するセクシャルハラスメントの防止に向けての研修は入っているか？

12月議会、3月議会で教員の子どもに対するスクールセクシャルハラスメントの問題解決、体制づくり、条件整備について質問した。その中で1件保護者から訴えがあると聞いているが、問題は解決したのか？

回答(早川次長)：

研修等の取り組みについて

- ・教員の研修内容として取り上げる。
- ・校長会、教頭会、人権尊重委員会、男女平等教育推進委員会等で防止を呼びかける。
- ・東京都教育庁指導部からの防止のためのリーフレットを配る。
- ・相談体制を整備する。(スクールカウンセラー、相談員の派遣)
- ・校長会でパンフレットを配布し各教職員の指導を依頼している。
- ・11月に学級活動の指導に関わる初任者研修の実施を予定。
- ・個別問題については保護者に代理人を通じて文書を差し上げた。リアクションはなく子どもは4月から学校へ通っている。

上村：それはスクールセクシャルハラスメントの問題として処理したのか。

回答：個人的な問題で第三者に言ってよいかどうかここではわからないので答えられない。今後仮に話があれば、さらに続けていく。

五小で『保護者は若くて美人』と『学校だより』に記載

上村：五小の『学校だより』にある教員が自己紹介に「保護者は若くて美人」と書き、保護者から苦情が出された。これはセクシャルハラスメントの根底にある固定的な性別役割分業によるもので、市教委は対応しなければならないが、校長から報告は来ているのか。また校長に、このような発言がセクシャルハラスメントのグレーゾーンで、やってはいけないという指導をしていただきたい。

回答：(早川次長) 状況は認識している。

人権施策の提案

上村：私は、神奈川県にある「みずら」および「人権センター」を訪れた。神奈川県ではスクールセクシャルハラスメントに関して人権課と教育委員会が当事者からも子どもからも話を聞く。国立市として人権施策を作り、第三者機関の役目も果たせるような制度づくりは？

回答：(企画部長) 現段階では考えていないが、検討課題。

## 有事法制

上原市長は、今こそ地方自治権を発揮せよ！  
～「住民の生命と財産を守る」責務がある～

## 住基ネット

地方自治法にもうたわれているように、市長には「住民の生命と財産を守る」責務があります。その一番重要な責務に基づき、憲法9条（戦争の放棄）に違反し、再び自他共に住民の生命をおびやかすことになる有事法制（戦争法）に反対し、また、住民の個人情報に一元管理、コントロールされ、コンピュータ接続によって実質的には情報を守ることが不可能と言われる住民基本台帳ネットワークシステム（通称・住基ネット）に反対することは、首長として極めて当然と私は考えます。



上原市長はこれまで、有事法制に関しては二度「質問書」(5/16, 7/16)を、住基ネットに関しては、「延期を求める意見書」(6/14)を国に対して提出しました。このことは私は評価します。

しかし、この一連の市長の動きは、パフォーマンスどまりではないか、さらに言えば、「国に従わない場合は違法」という

国の回答を根拠にして、最終的には同調していくのではないかという危惧の念を抱かせます。

そのひとつの表れとして、住基ネットに関しては、昨年度（2001年度）から多額の予算化を行い（上村はそのことを理由に一般会計予算を否決しました）、7月22日は、仮運用の接続が行われてしまいました。このままでは、8月5日に始動されてしまいます。

有事法制についても、秋にも成立かという声が高まっていくなか、早急に国立市としての意思決定、態度表明が必要です。私は、8月中の市報にて市民に対し、きちんとした説明と具体的な態度を表明すべきであると市長に強く要請しました。（写真は「住基ネット」国立駅頭情宣活動）

### 住基ネット その後の取り組み

**7月29日**月 午後、こぶしの木が主催して、市民課長等3名を呼んで説明を聞く会を開きました。市長の見解は意見書の段階と変わっていないが、慎重に対応したいということでした。参加した市民からは、「いくら市が個人情報を漏らさないといっても国に情報がいった後はどうなるかわからない」、「市長がネットに参加しないという決断をしないのはおかしい」など反対の意見が多数出されました。

**8月1～2日**市議会各会派に呼びかけ、自民・公明以外の全会派で、市長に対し、議会と市民に説明を求める「緊急要請書」を提出しました。市長は不在で助役が対応しましたが、3日の庁議で市長は住基ネットへの参加受け入れを決定したということです。そしてこの重大な時期に、7日まで市長は私用で休みとのこと。市長の姿勢に大きな疑問を感じました。

**8月2日(金)**私は、住基ネットへの不参加を求める市長宛の「緊急申し入れ書」を提出しました。助役が受け取りました。

**8月5日**月 午前9時に住基ネットのオンライン化が開始される見通しなので、市民の方々と市へ要請行動を行う予定です。また、この日が過ぎても、来年の本稼働に向けてできるだけ取り組みをしたいと思います。

（1からの関連寄稿）

### 地域福祉保健計画とも無縁の認証保育

「子どもの成長を保障する保育へ」と  
児童部会で提言したが  
遠藤良子

上原市長お得意の市民参加のひとつに、地域福祉保健計画策定委員会の下に、ワ・キンググループを立上げ、そこで市民が政策提言をすることがあった。私もその中で、児童部会のワ・キンググループに参加し、17名のメンバーで、かなりの時間をさいて政策を練った。

こどもの人権を第一にした。国は「少子化対策」で、女に生まれ育てさせ、働かせ、家庭の責任も負わせようと「延長保育や病児保育」推進の方向を示していたが、私たちはそれが誰よりも子どもに負担を負わせることを危惧した。大人の都合である保育ではなく、子どもの成長を保障する保育への転換をこそはかるべき、と考え、「保育に欠ける保育から保育を必要とする保育へ」を提言した。しかしそれは策定計画には反映されなかった。そして寝耳に水の認証保育だ。

子どもを「待機児」と称して、もののようにあちこちへはめこむのはやめてほしい。

## 条例によらない市民参加4題

井上スズ

**登録しないと救助(介助)してももらえない?**

ある日突然民生委員が見え、「災害時に救助が必要なら登録して下さい」と言つた。私は言葉が出ない。民生委員は「市報に出てたでしょう。無理じゃないですよ。プライベートのこともありますから」と言つて帰る。しばらくして私は「民生委員にさせていい仕事だろうか。民生委員は公務員か? 守秘義務はどうなっているか。情報公開等審議会に諮つたのだろうか?といくつかの疑問を持った。その後任意団体である民生・児童委員協議会に五〇万円で委託したと聞いたが法的には大丈夫ですか市長サン。

**公園といえば聞こえはいいが!**

中ふれあい公園はいつも人影がないと市民のうわさ。ママ下湧水付近を買いたいと市長張り切っているとのことだが、長年の宿題である南部に二つ目の公民館を建設しませんか市長サン。

**清化園跡地3市の組合立特別養護老人ホーム建設を私は希望する**

清化園跡地利用問題について経過の報告もなく、意見も求められないまま、七月市報にボンと掲載された。これでは市長お得意の「市民参加」も「情報公開」も空文ですネ。振り出しに戻して市民の声を!

**保育行政に関する市長の理念を問う**

二〇〇二年度当初予算に認証保育所運営費等補助金五〇〇〇万円が計上されたが、一部与党議員にも反対され否決となった。どのような手続きをとったの否決の翌々日の臨時議会で五〇〇〇万円削減した修正予算案が与野党多数で可決した。市長の好きな地方分権とは民間委託ということなのか。規制緩和の保育事業で迷惑するのは幼児たちですよ、市長サン。

上村和子と歩む会代表)

### 条例づくりと条例見直し

#### 「市民の役割・責任」打ち出す『市民参加条例』に疑問

条例づくりめざし「市民参加推進ゼミナール」開講したが...

国立市が主催するこの「ゼミナール」は、7回の学習会の後、参加者が市民参加条例作りにかかわるというもので、市民約30名、職員約20名が参加しており、条例案は今年度中に策定することです。この条例は「市民が市政に参画できる機会を保障する」ことを目的に制定することですが、市民の役割・責任を全面に打ち出すということであり、私は大きな疑問を感じています。

#### 「市表彰条例」見直し「市民表彰条例(仮称)」(9月議会に提案予定)?

市民に優劣を付け分断するもの いっそ廃止したら?

現在の市表彰条例のうち、自治功勞表彰、自治表彰など公務員対象の表彰は廃止され、名称は「国立市民表彰条例」に変わりますが、自治会長、地域の社会福祉活動に尽力した者、自然及び都市の生活環境の保全に努めた者、芸術・文化・体育・学術、または青少年の健全育成に貢献した者、社会奉仕活動により市民の模範と認められる者を基準に、審査委員会で推薦し、市が表彰するというものです。

これは、市民に優劣を付け分断する危険な制度です。このような条例は不要・有害であると私は考えます。

市は他に、まちづくり条例も検討中。さらに、情報公開及び個人情報保護条例の見直しも進められており、ちなみに私もその審議会の一員です。

インフォメーション

【新刊紹介】

日中戦争 哀しい兵隊 - 父の記憶をたどる旅 加藤克子著 れんが書房新社 2500円 + 税  
立川市で長年反戦平和活動(立川自衛隊監視テント村)を続けてきた加藤さんが、亡きお父様の日誌をもとに日中戦争を追体験すべく、中国を旅して書かれたものです。有事法制が制定されようとする今だからこそ読みたい本です。

させられる教育 - 思考途絶する教師たち - 野田正彰著 岩波書店 1700円 + 税  
精神科医である野田さんは現在京都女子大学教授で比較文化精神医学専攻。「日の丸・君が代」強制に苦しめられる教師たちを追って、全国をフィールドワークしています。この学校教育の現実が、教育論議の新たな出発点をつくります。

教師稼業 - 子どもってメチャおもしろい - 海法潤二著 社会評論社 2000円 + 税  
元小学校教員の著者は、子どもという時が至福の時と言います。K市の小学校に在職中、いわれない誹謗中傷と「教育正常化」攻撃によって、学校現場を追われることとなりました。こんな教師に子どもをみてほしいという親は少なくありません。教師に不満を持っている方はぜひ、ご一読を!

【イベントご案内】

元気が出るコンサートPart - めぐる生命(いのち)の営みの輪のなかへ -  
8月10日(土)pm5:30 ~ くにたち市民芸術小ホールスタジオ(地下)で  
ゲスト:知念良吉さんほか(沖縄復帰30周年にあたって)  
平和憲法のもとに生き、基地をなくしたいというオキナワの願い。知念さんは歌いながらオキナワとヤマトの関係を問いかけます。  
主催:実行委員会 共催:こぶしの木  
連絡先:竹添 042-502-3388

戦争の被害者にも加害者にもならない教育とは  
9月29日(日)pm2:00 ~ 4:30 くにたち公民館で(予定)  
講師:遠藤良子さん(国立の教育を守る市民連絡会)  
61年前(1931年)の9月18日に日本の関東軍が中国東北地区(旧満州)で鉄道を爆破(柳条湖事件)して15年戦争を始めたのです。二度と戦争を起こしてはいけなとみんなが誓い、憲法にもきちんと戦争放棄が明記されました。再び戦争の加害者にも被害者にもならない子どもの教育はどうあるべきか、国立で教育問題に長い間かかわってこられた遠藤良子さんに話していただきます。  
主催:加害者としての戦争を語る会  
連絡先:井上スズ(Tel 572-2731)

うえむらかずご活動日誌(4~6月)

- 4/05 情報公開及び個人情報保護条例審議会出席
- 08 小学校入学式出席
- 12 議会報告会開催
- 21 スクールセクシュアルハラスメント学習会企画参加
- 23-26 視察(秋田・青森)  
秋田県大湯村・女性村長と会見、青森県たばこ自販機屋外撤去条例について、他
- 30-5/3 「有事法制反対」国立駅、谷保駅頭で情宣活動
- 5/03 立川憲法集会参加
- 12 「卒業式を振り返る」交流会企画参加
- 13 「かながわ・女のスペース“みずら”」(NPO法人、女性シェルター等を運営)「(社)神奈川人権センター」を見学
- 19 「有事法制反対」陳情署名 国立駅頭情宣
- 20 保健センターカンガルー広場見学
- 24 「有事法制反対集会」(明治公園)に参加
- 31 わくわく塾「国立市の財政」学習会を開催
- 6/01 学習会「目の見えない人の目になる犬と私たち」開催協力
- 02 国立市議会議員上村和子を囲む会
- 07 6月市議会初日
- 09 学習会「今、国家について考える - 有事法制が守ろうとしているものは？」企画参加
- 12 6月市議会 上村和子一般質問
- 13 北多摩2号幹線流域下水道視察
- 29 学習会「国民って何ですか？」出席

9月市議会は9月2日から ぜひ傍聴に来て下さい!